

淀川右岸流域下水道

高槻水みらいセンター E系曝気槽流入可動堰補修工事

随 意 契 約 理 由 書

本工事は、淀川右岸流域下水道高槻水みらいセンターのE系曝気槽流入可動堰の補修工事を行うものです。

本設備は株式会社栗本鐵工所が製作したものであり、当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものであります。従って、本工事を施工する為には、同社が保有する独自の技術や、同社のみが有し他社では知り得ない技術（社外秘である設計製作基準や設計製作図等）が必要である為、他社では施工できないものであります。

以上のことから、本工事を施工できるのは、株式会社栗本鐵工所以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

比 較 見 積 省 略 理 由

大阪府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきであるが、本工事については、特定の者でなければ施工できない為、同規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。